

IV 被災者生活再建支援法について

内閣府

被災者生活再建支援法の概要

平成20年6月2日

内閣府政策統括官（防災担当）

改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

目 次

第1章 被災者生活再建支援法の概要	
1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯	1
2 被災者生活再建支援法の概要	3
第2章 被災者生活再建支援法の適用	
1 事務に当たっての配慮	6
2 被害認定等	6
3 適用の手続き	12
4 支給申請書の提出等	14

凡 例

次の法律等の引用や用語の記載については、右欄のとおり省略して記載している場合があります。

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）	「法」、「支援法」
被災者生活再建支援法施行令 （平成10年政令第361号）	「令」、「政令」
被災者生活再建支援法施行規則 （平成10年総理府令第68号）	「規則」
被災者生活再建支援法人	「支援法人」

※法改正（平成19年11月16日 公布・同年12月14日 施行）
政令、規則改正（平成19年12月14日 公布・施行）

第1章 被災者生活再建支援法の概要

1 被災者生活再建支援法の制定及び改正の経緯

(1) 被災者生活再建支援法の制定

阪神・淡路大震災において見られたように、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、経済的理由等により、従来の低利融資や税の減免等の措置だけでは、自立した生活の再建をすることが困難な者が存在します。

こうした実情、教訓を踏まえ、平成7年9月、全国知事会が「地震等災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する決議」を行いました。その後、関係機関等により様々な検討が進められ、最終的に自民、さきがけ、民主、公明、自由、社民の6党共同提案で「被災者生活再建支援法」が提出され、自然災害による被災者に対し最高100万円（家財道具等の購入等に要する経費）を支援する制度として平成10年5月に成立しました。

(2) 平成16年の法改正

制定時において法附則により「住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする」と規定され、被災者の安定した居住の確保は、自立した生活再建を支援する上で残された最重要課題の一つとなっていました。

また、衆議院災害対策特別委員会における附帯決議においても、（制度創設時の）「施行後5年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」とされていました。

平成15年7月、全国知事会は全国知事会議において、「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」を採択し、都道府県が新たに資金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することを決議し、同年10月には、全国知事会として300億円を新たに拠出することを申し合わせ、国に対して、全壊世帯に200万円の支援金を支給する等の制度創設の要望を行いました。

このため、居住安定支援制度創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充が平成16年度政府予算案において認められ、平成16年2月の閣議決定を経て「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」として国会に提出され、同年3月に衆議院及び参議院においていずれも全会一致で可決成立し、全壊世帯で最高200万円の居住関係経費の支給を追加する等の改正が行われました。

(3) 平成19年の法改正（現行制度）

平成16年の法改正の際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされました。

これを踏まえて、政府では「被災者生活再建支援制度に関する検討会」を設置し、検討を進めていましたが、本制度の使い勝手の悪さ、支給要件の複雑さ等が指摘され、その結果、居住関係経費の支給率が3割に満たず、被災住宅の再建を初めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとは言いがたい状況にあることが明らかになりました。

一方、今回の法改正は、こうした認識を下敷に、立法府の責務として思い切った制度改善を早急に行い、被災者の居住の安定の確保による生活の再建等に向けた一層の支援を図る必要があるとの考えから、議員立法により行われました。

改正にあたっての基本的な考え方及び改正の概要は以下のとおりです。

- ① 支援金の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めることとしました。
- ② 旧法の煩雑な手続、複雑な支給要件及び支給内容を見直すこととしました。

具体的には、支援金の支給方法について、用途を限定した上で実費額を精算支給するこれまでの実費積み上げ支給方式を改め、用途の限定をしない定額渡し切り方式とすることとしました。また、これに伴

い、従来の「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分を撤廃し、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とに区分することとしました。

さらに、支援金の支給対象要件については、収入要件及び年齢要件を撤廃することとしました。

- ③ 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅の解体に至った世帯を支援の対象として追加することとしました。

2 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています（法第1条）。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりとなっています（法第2条第1号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(3) 支援金の支給対象

上記(2)に該当する自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(法第2条第2号イ、ロ、ハ)。
- ② 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)(法第2条第2号ニ)。

が支援金支給の対象となります。

(4) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。(法第3条第2項)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難 (上記(3)①に該当)	大規模半壊 (上記(3)②に該当)
支給額	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

※ ()内は世帯人数が1人の世帯(以下、「単数世帯」といいます。)

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします。

※ 特定長期避難世帯には、特例として、法で規定する額に70万円(単数世帯は57.5万円)を加算します。ただし、支援金額の合計は300万円(単数世帯は225万円)を超えることはできません(法第3条第4項、令第3条)。

(5) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月、加算支援金は、被災した日から37月となっています（令第4条第1項、第2項）。

また、やむを得ない場合は申請期間の延長も可能となっています（令第4条第4項）。

(6) 支援金の非課税

支援金は、被災世帯の生活の再建を支援するために支給されるものであることから、所得税・住民税等の租税その他の公課は課されません（法第21条）。

(7) 被災者生活再建支援法人

支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給することとしています。そのため、都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託しています（法第4条）。

(8) 国の補助

国は、支援法人が支給する支援金の額の2分の1を補助することとされています（法第18条）。

第2章 被災者生活再建支援法の適用

1 事務に当たっての配慮

都道府県及び市区町村は、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、更に被災世帯の個人情報保護に充分配慮されるよう努めてください。

2 被害認定等

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。支援法の対象となる自然災害は、次のとおりです（法第2条第1号、第2号、令第1条）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

※①は災害救助法の適用が必ずしも前提になっていません。

※②～⑤については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用になりませんのでご注意ください。

(2) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準（「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」）に

より市区町村が行うこととされています。

被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めてください。また、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれるものとされています。

なお、被害認定にあたっては、必要に応じ、災害救助法の適用の際の取扱いと同様に、都道府県の協力を得るなどして、建築関係技術者等の専門家の確保についても考慮する必要があります。

※「市区町村」について

令第1条第1号において、「市町村」は、「特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区」とされています。また、所管の内閣府においても、被災者生活再建支援制度全般において、「市町村」は政令にいう「区」も含むと解されていることから、本書では、すべて「市区町村」と表記しました。

(3) 大規模半壊について

支援法の適用対象となる被災世帯は、制度創設時には、「全壊世帯」及び「全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯」（半壊解体世帯及び長期避難世帯）に限定されてきました。しかし、平成16年の法改正で、居住困難な程度に半壊した住宅であつて、補修を行うことで居住確保がなされるものについても支援することで、既存ストックの有効活用を図りながら被災者の居住安定支援と被災地の早期復旧が図られることから、そうした世帯を「全壊に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯」として、居住安定支援制度の対象被災世帯とすることとしました。更に、平成19年の法改正では、基礎支援金、加算支援金とも支給対象被災世帯となりました。

具体的には、「居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」を「大規模半壊世帯」としています。被害認定基準の「住家半壊」の基準のうち、原則として下記により「大規模半壊」の認定を行うこととなります。

なお、関係省庁の協力も得て、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、「被害認定基準」に基づき、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法が示されてい

ます。

また、内閣府、消防庁のホームページに掲載されていますので、活用してください。

災害の被害認定基準（抜粋）

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

支援法に係る大規模半壊の認定について

被害種類	認 定
大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 構造耐力上主要な部分とは、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

【参 考】

○ 対象となるその他の異常な自然現象

法第2条第1号に定める「その他の異常な自然現象」とは、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいいます。

○ 自然災害の認定

令第1条各号に定める「自然災害」は、原則として同一の自然現象（以下「原因」という。）によるものを単位とします。

ただし、同時又は相接近して異なる原因による自然災害が発生した場

合で、いずれの原因によるものであるかを判別できない場合は、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定することになっています。

○ 都道府県及び市区町村の人口

対象となる自然災害を認定する場合の基礎となる都道府県及び市区町村の人口は地方自治法第254条、同法施行令第176条及び177条に定めるものとし、原則直近の国勢調査人口の確定値とします。

○ 居住の定義

居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうものとします。したがって、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは、居住にはあたらないものとされています。なお、住民登録の有無は、生活の本拠を見分ける上で、有力な判断材料の一つです。

○ 世帯の定義

世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいいます。

例えば、赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとしますが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りではありません。

また、1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとしますが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとします。

○ 世帯主の定義

法第3条に定める世帯主とは、世帯の居住する住宅が被害を受けた日(以下「被災日」という。)において、主として当該世帯の生計を維持している者をいうものとします。

○ **住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯**

① 法第2条第2号ロに定める「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、たとえば賃借している住宅が半壊となる被害を受け、賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯や、豪雨災害等により流入した土砂の除却のために解体が必要な場合などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅解体せざるを得ない場合が典型的なケースと考えられますが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していく必要があります。

② 法第2条第2号ハに定める世帯とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は、被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとします。

この規定は、噴火災害のように避難指示の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により、社会的インフラストラクチャーが失われ、居住することが不能となった被災世帯を念頭においたものですが、その認定にあたっては、認定時点において避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合は、被災世帯として認定するものとします。

なお、この場合にあつては、個別の災害があらかじめ令第1条各号に定める自然災害となるものでなければなりません。

(4) 被害報告

市区町村は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都道府県あてすみやかに報告をしてください。

- ① 市区町村名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況